

令和8年度 兵庫県主任相談支援専門員養成研修 実施要項

1 目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得させるとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人材の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 兵庫県における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市町自立支援協議会に参画し、地域課題や相談支援体制について協議し、相談支援従事者への指導・助言を行うとともに、地域の研修の企画運営及び講師として参画する。
- (2) 兵庫県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習を受入れ、受講生への指導・助言を行う。
- (3) 兵庫県が実施する相談支援専門員養成研修の企画運営及び講師として参画する。

4 研修対象者

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

| | |
|---|---|
| ① | 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。 |
| ② | 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。 |
| ③ | その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、兵庫県又は市町が適当と認める者であること。 |

5 主任相談支援専門員配置加算要件にかかる留意事項

主任相談支援専門員配置加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、自事業所の従業者又は他の指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言、又は研修を実施した場合（下記のアイウ及びエ（1）又はエ（2）を満たす体制が必要）に算定できるものであることに留意のこと。

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

エ（1） 基幹相談支援センター等が実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、

事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

エ（２） 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）

6 研修日程及び会場

日程 令和8年8月17日(月)、27日(木)、28日(金)、9月10日(木)、18日(金) 5日間

会場 研修1日目 : 総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所
1階 介護実習室

研修2～3日目: 総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所
2階 セミナー室

研修4～5日目: 総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所
1階 介護実習室

神戸市西区曙町1070

7 受講申込

市町を通じての推薦とし、申込書、受講申込理由書（要件確認、作文）を提出。

8 受講決定

受講可否については、申込期間後から1ヶ月前後で兵庫県社会福祉事業団を通じて申込者全員に通知する。必ず申込用紙の受講決定通知等送付先住所を記入すること。また、受講には事前課題が必須となるため、あわせて案内も送付する。

9 受講料 ￥25,000円

10 研修修了の認定方法

- (1) 研修の事前課題、全科目の講義・演習を修了した場合のみ修了証書を交付する。
- (2) 受講決定後の事前課題に明らかな不備がある場合や提出の締切を過ぎた場合は、受講を取消す場合がある。

11 個人情報の取扱い

推薦書等に記載された個人情報は、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用しないものとする。

12 問い合わせ先（メールでの問い合わせになります）

【研修内容・申込について】

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 【担当】久留島

メール: shougai@pref.hyogo.lg.jp

【研修内容・研修実施について】

福祉のまちづくり研究所ホームページから

研修部門→お問い合わせページに移動し、メールにてお問い合わせください。

https://assistech.hwc.or.jp/contact-page/contact_kensyu/ 【担当】坂野